

質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 大栄ジャンクション南工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	金抜き設計書	「諸経費①」について、一般管理費の前払金支出割合による補正は「15%を超える25%以下（×1.03）」を適用されていると考えてよろしいでしょうか。	入札公告（説明書）第6_その他6-4. (1)をご確認ください。
2	金抜き設計書	「諸経費①」について、一般管理費等の率の補正については「発注者が金銭的保証を必要とする工事（+0.04%）」を適用されていると考えてよろしいでしょうか。	入札公告（説明書）第1_基本事項（調達手続きの概要）1-11.をご確認ください。
3	金抜き設計書	本工事の積算における材料費について、単価ファイルや物価資料によらず、見積を採用した項目があればお教え願えないでしょうか。	材料単価については、貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上願います。
4	金抜き設計書	番号1「道路掘削 土砂A」について、同一断面内での横方向土量は、「マスカーブ作成要領」に基づき、平均搬土距離L=30mのブルドーザ運搬として計上されていると考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
5	金抜き設計書	番号2「道路掘削 土砂B」について、土砂の運搬は全て10tダンプトラックによる施工として計上されていると考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
6	金抜き設計書	番号3「道路掘削 土砂（表土）」について、土砂（表土）の運搬は全てブルドーザによる施工として計上されていると考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
7	金抜き設計書 設計図	番号5「客土掘削 土砂A2」について、設計図5/167「運搬経路図（2）」を全土量の運搬経路として想定されていると考えてよろしいでしょうか。	運搬経路については、特記仕様書1-3を参照の上、貴社の施工計画に基づきお考えください。
8	金抜き設計書	番号6「盛土工 A1」について、積算で計上されている購入材料はクラッシャーランC-40と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、計上されている材料名をお教え願えないでしょうか。	特記仕様書2-5-3-1に記載のとおりです。
9	金抜き設計書	番号6「盛土工 A1」について、盛土仕上がり1m3当たりに計上されている購入材の割増率は、1.27と考えてよろしいでしょうか。	土木工事積算基準第7編4-1に基づきお考えください。
10	金抜き設計書	番号7「盛土工 A2」について、積算で計上されている購入材料はクラッシャーランC-40と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、計上されている材料名をお教え願えないでしょうか。	特記仕様書2-5-3-1に記載のとおりです。

質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 大栄ジャンクション南工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
11	金抜き設計書	番号7「盛土工 A2」について、盛土仕上がり1m 3当たりに計上されている購入材の割増率は、1.27と考えてよろしいでしょうか。	土木工事積算基準第7編4-1に基づきお考えください。
12	金抜き設計書	番号14「コンクリートブロック積工 コンクリートブロック積み（練）控35cm」について、胴込コンクリート、裏込コンクリート、天端コンクリート、止水コンクリートの費用は全て単価に含むと考えてよろしいでしょうか。	共通仕様書4-17-6に記載のとおり、全て単価に含むものとしてお考えください。
13	金抜き設計書	番号14「コンクリートブロック積工 コンクリートブロック積み（練）控35cm」について、胴込コンクリート、裏込コンクリート、天端コンクリート、止水コンクリートの数量は設計数量に対して全て割増率1.12を計上されていると考えてよろしいでしょうか。	土木工事積算基準10編11-5に記載のとおりです。
14	金抜き設計書	番号61「鉄筋 Y」について、各場所打ち杭配筋図に記載されている「補強リング（杭頭部、中間部）」「スペーサー固定用金具」「固定金具 Uボルト」は、単価に含むと考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。
15	金抜き設計書	番号62「車線分離標 ポール（H=650mm）」について、既設車線分離標の撤去は計上されておらず、車線分離標の新設のみと考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。
16	金抜き設計書 特記仕様書	番号72「構造物取壊し アスファルト舗装版取壊し（Type A）」について、特記仕様書p.29 25-13-1に主な施工機械「バックホウ・カッター」とありますが、計上されているコンクリートカッターによる切断延長をお教え願えないでしょうか。	貴社の施工計画に基づき、必要な範囲を計上ください。
17	金抜き設計書	番号76「基礎盛土工 基礎盛土工A」について、盛土仕上がり1m 3当たりに計上されている購入材の割増率は、1.27と考えてよろしいでしょうか。	土木工事積算基準第7編4-1に基づきお考えください。
18	金抜き設計書	番号85「防じんネット工 A」について、使用材料は全て購入品と考えてよろしいでしょうか。賃料として計上されている場合は、対象の品目と期間をお教え願えないでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
19	金抜き設計書	番号91「工事用道路ゲート工 A」について、材料は全てリース材ではなく購入材と考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。

質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 大栄ジャンクション南工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
20	金抜設計書	番号98「週休2日推進に係る補正額」について、調査基準価格の算出では、直接工事費の率を乗じて計上されていると考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。
21	金抜設計書	番号99「週休2日推進に係る諸経費額」について、調査基準価格の算出では、単価を共通仮設費と現場管理費に区分してそれぞれの率を乗じて計上されていると考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。
22	特記仕様書p. 7「13. 工事用道路に関する事項」	「13-1 工事用道路の指定」 (1) ~ (3) 各運搬経路表の「延長」について、各盛土施工箇所重心までの場内運搬距離も含んでいると考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。
23	特記仕様書p. 24「25-3. 盛土工」	「25-3-1 種別及び作業内容」について、盛土工A 1および盛土工A 2に使用する材料は、積算上計上されている材料に関係なく、「作業内容」欄に記載されている品質規格（最大寸法100mm以下、修正CBR10%以上、等）を満足すればよいと考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。
24	特記仕様書p. 34「25-19-4. 材料」	5)について、想定されている現場サンプリング（オールコアボーリング）の径、延長、本数をお教え願えないでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
25	特記仕様書p. 34「25-19-5. 施工」	7)について、想定されている現場サンプリング（オールコアボーリング）の径、延長、本数をお教え願えないでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
26	特記仕様書p. 43「25-28 土砂流出防止柵工」	「25-28-2 種別」の「土砂流出防止柵 A、B」について、「リース品」と記載されていますが、リース品は「単管パイプ」のみで、松杭丸太、松矢板については購入品と考えてよろしいでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。

質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 大栄ジャンクション南工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
27	特記仕様書p. 44 「25-29 週休2日推進工事に関する費用」	<p>「25-29-3 補正対象項目及び補正方法」について、具体的な計算方法は以下の手順と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>A) 特記仕様書25-29-3 (2) 及び (3) に示されている標準単価の補正及び稼働率の補正を含めた設計金額の算出</p> <p>B) A) で算出した設計金額を基に、特記仕様書25-29-3 (1) ①②に示されている労務費及び機械経費（賃料）を算出</p> <p>C) A) で算出した設計金額を基に、特記仕様書25-29-3 (1) ③④に示されている共通仮設費及び現場管理費を算出</p>	そのようにお考えください。
28	特記仕様書p. 44 「25-29 週休2日推進工事に関する費用」	「25-29-3 補正対象項目及び補正方法」 (1) 「補正係数による補正」について、「設計金額（補正前）」とは、上記質問A) の標準単価の補正及び稼働率による補正のみを行った設計金額と考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。
29	特記仕様書p. 49 「26-10 疑義」	場内仮設工事用道路の設置に当り、トラフィカビリティー確保等のため敷鉄板や碎石等の仮設材が必要となった場合、要する費用は設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	必要性も含めて別途協議としてお考えください。
30	特記仕様書p. 49 「26-10 疑義」	クラッシャーランC-40が入札時の調達価格に対して、使用時期での調達価格が上昇している場合、単品スライド条項の摘要対象となると考えてよろしいでしょうか。	<p>請負契約書第26条第5項（※）に該当する場合は単品スライド条項の適用対象になります。</p> <p>※「経過措置 契約書」参照</p>
31	特記仕様書p. 49 「26-10 疑義」	レディーミクストコンクリートが入札時の調達価格に対して、使用時期での調達価格が上昇している場合、単品スライド条項の摘要対象となると考えてよろしいでしょうか。	<p>請負契約書第26条第5項（※）に該当する場合は単品スライド条項の適用対象になります。</p> <p>※「経過措置 契約書」参照</p>
32	割掛対象参考内訳書	【準備工事費】「工事用車両泥落し装置費A」について、数量内訳（参考）の「散水車：5台」とは、10t積散水車運転費の延べ5台・日を計上されていると考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。